

令和２年度第４回 岸和田市障害者施策推進協議会

会 議 名	第４回岸和田市障害者施策推進協議会
日 時	令和３年３月２２日（月）１０時～１２時３０分
場 所	岸和田市役所４階 第２委員会室
出席委員	松端委員 大谷委員、根来勝委員、藤原亨委員、今口委員、岸上委員、松藤委員、小西委員、高田委員、根来初子委員、網代委員、叶原委員、藤原淳司委員、井ノ阪委員、喜多田委員、黒澤委員、谷委員 以上１７名。
欠席委員	３人
事 務 局	山本福祉部長、長谷川障害者支援課長、野村障害福祉担当主幹、近道相談担当主幹、木岡サービス担当主幹、石飛福祉医療担当長、福村子育て支援課長、田中子育て支援課参事、植田子育て企画担当主幹
傍聴人数	２人
次 第	１ 開 会 ２ 議 事 （１）第５次岸和田市障害者計画・第６期岸和田市障害福祉計画・第２期岸和田市障害児福祉計画（案）の諮問について ①計画素案からの変更点について ②計画案の諮問について （２）第５次岸和田市障害者計画・第６期岸和田市障害福祉計画・第２期岸和田市障害児福祉計画（素案）の意見聴取（パブリックコメント）報告について （３）その他 ３ 閉 会
配布資料	第５次岸和田市障害者計画・第６期岸和田市障害福祉計画・第２期岸和田市障害児福祉計画（案）・主な変更箇所 資料１ 素案への意見公募結果集約一覧 資料２

4. 議 事

(1) 第5次岸和田市障害者計画・第6期岸和田市障害福祉計画・第2期岸和田市障害児福祉計画（案）の諮問について

①計画素案からの変更点について

②計画案の諮問について

○事務局より資料1について説明。

○会 長：全部で21箇所、修正加筆が20箇所と用語説明自体の追加となる。よろしいでしょうか。それでは次第の2つ目、諮問について。

○事務局：では、計画案の諮問に入ります。本日は市長に代わり福祉部長から会長に諮問書をお渡しさせていただく。

○福祉部長より会長へ諮問書。

○会 長：市長からこの計画について意見を求めている。この諮問を受けて、協議会として改めて皆さんの意見を踏まえて答申をすることになる。何かご意見や質問はありますか。

○委 員：パブリックコメントは人数は18人だが64項目ある。障害がより重いかたの家族の困難さや医療的ケアが必要な子どもの親御さんのご意見が多いように思う。計画案から計画に仕上げる過程において、そのところをしっかりと拾って、パブリックコメントでの意見を抜きに進めないで欲しい。

○会 長：パブリックコメントについては、今回多くのご意見をいただいている。これを取り込んだうえでの計画案の修正内容だとは思いますが、これを踏まえての計画づくりということですね。パブリックコメントの内容・市の考え方は既に公表されているのか。

○事務局：まずは協議会で報告してから、市のホームページに掲載し公表する予定。

○会 長：計画づくりや施策をつくるうえでの、大原則は透明性。どこでどんな議論がなされたか、その結果はどうか透明でなければならない。どのような意見等があったのか、それを踏まえてどう計画が変更されたのか、されないならその理由は何かということをしちんと市民に公表して、次につなげるということ。そうしたプロセスをどれだけ丁寧に行うことができるかが大事。その他ご意見はありますか。では、次にパブリックコメントの説明をお願いします。

(2) 第5次岸和田市障害者計画・第6期岸和田市障害福祉計画・第2期岸和田市障害児福祉計画（素案）の意見聴取（パブリックコメント）報告について

○事務局より資料2について説明。

○会 長：18人の方からいただいた64件のご意見について、市の考えを説明いただいたが、いかがでしょうか。

○委 員：前回の会議は12月18日。パブリックコメントは1月15日から2月15日の

間に行うとのことだった。パブリックコメントに意見を寄せる際には協議会の議事録が参考になると思うが、パブリックコメントが始まるまでに議事録が公表されていなかった。公表されたのは1月29日だった。議事録はパブリックコメントが始まる前に公表すべき。

○事務局：ご指摘のとおり。大変申し訳ございませんでした。

○委員：パブリックコメントには重度重複障害者の抱える困難さについて意見が多く寄せられている。250人が重症心身障害児者であるということを計画に掲載してくれている。2,500人にアンケートを平等に取ったと説明があったが、平等とは何か。ある一定までは福祉は整ってきた実感はある。例えば、外見からはわかりにくいが自閉傾向のある男の子の親御さんだと、困っていることは福祉サービスの従事者に男性が少く、男の子の遊びについていけないことぐらいという声もある。

また、先ほどの説明に多くあったのが「参考」「注力」「研究」。「研究」はどの部門で、何人で、どれぐらいの頻度で行って協議されるのか。

○事務局：施策への反映に向けての研究になると思っている。これからの障害福祉計画・障害児福祉計画3年、障害者計画は6年、この計画期間の中で、障害者支援課が所管している施策もあれば、別の課が所管している施策もあるが、情報を収集したり、国・府の動向を見ながら、取り入れていけるものがあるのかどうか、取り入れていけるものがあれば、実施に向けてどう推進していくのかということの研究していくということになる。

○委員：この計画の期間を通じて研究していくということなので、この計画案が計画になるとときにはまだ、今回の意見については研究のまま進むということ。直接かかわった事務局がこれをしっかりと各課の方へ伝えて欲しい。寄せられた意見はしっかり受け止めて下さい。アンケートについての考えはどうか。重度重複障害のある250人へのアンケート調査をして欲しいと思っている。

○事務局：アンケートについては、市全体の計画であり、市の障害福祉計画・障害者計画である。障害種別や等級、手帳の種類によってニーズもそれぞれ異なるが、その異なるニーズを一つの計画に落とし込む。対象を障害の手帳所持者、自立支援の医療証を持っている方とさせていただいているが、その中で特定するのではなく、全体の構成割合に準じて意見を反映させるという意味で、無作為抽出の方法をとっている。

○委員：従来からそうなので、よく分かっている。しかし、パブリックコメントに意見を寄せてまで訴えたいのは、重度障害や医療的ケアを必要とする子、知的重度障害、行動障害のある子の親である。計画に見込量が見込まれていない行動援護も身近には希望する人はたくさんいる。親の努力だけで子を守っている家族がたくさんある。その家族がパブリックコメントに意見を寄せている。

- 会 長：おっしゃるように統計調査では把握できない。
- 委 員：だから重度重複障害のある 250 人のアンケート調査をして、その結果をみなさんで共有して欲しい。14 番目の項目では「職員対応要領に基づき職員の意識の一層の向上に努めてまいります」について、対応マニュアルはあるのか。
- 事務局：市ホームページに掲載されているが、職員の対応要領が策定されている。その他、障害者差別解消法、大阪府の障がい者差別解消条例に規定されているように、合理的配慮の提供に努めている。
- 委 員：オレンジリング、認知症サポーターの研修の受講は進んでいるのか。
- 事務局：市と社協が連携しながら進めている。
- 委 員：オレンジリングは既に市職員は持っているのか。
- 事務局：職員は順に研修を受講するようになっている。
- 委 員：「誰もが集えるリビング」だが、50 か所はどこに開設されているか、情報は開示されているか。
- 事務局：社協が中心になり進めていただいている 50 か所開設しているということで、場所は、社協でお知らせしている。
- 委 員：障害のある子は利用できるのかどうか。高齢者が集っているところで、障害についての知識が浅いスタッフが支援している場合には、その場への受け入れがうまくいかないのではないか。それから場所がよくわからない。また、あゆみファイルについて、実際の配布状況等について教えて欲しい。
- 委 員：「誰もが集えるリビング」だが、これは社協と市で連携しながら、もう 3 年ほど前から運営している。50 か所開設しているが、携わるのはほとんどが無償のボランティア。1 つのところで 20～30 人ぐらいの利用者があると聞いている。
- 会 長：「誰もが集えるリビング」で検索したらホームページでも出てきますか。
- 委 員：「誰もが集えるリビング」については社協が作成した冊子がある。その冊子にはどこで何曜日に何時からしているかなどが掲載されている。社協で入手できと思う。
- 委 員：障害のある子どもも一緒に利用し、集えたらありがたい。あゆみファイルについて。言葉ではよく聞くが、どこでもらうことができますか。
- 事務局：ホームページからダウンロードができる。そのあゆみファイルを作って先生と相談しながら利用していただくことになる。
- 委 員：28 番の「地域活動支援センター事業」は、どこに、何か所あって、毎日どれぐらい受入れ人数があるのか。
- 事務局：計画書でいうと 108 ページに地域活動支援センターについて掲載している。Ⅰ型、Ⅱ型、Ⅲ型とあり、本市はⅡ型はなくてⅠ型とⅢ型とで 1 か所ずつある。
- 委 員：受入れ人数はどうか。

- 事務局：受入れ定員までは記憶していないが、かけはしでも地域活動支援センターの事業を実施いただいている。
- 委員：かけはしでは登録が約 50 人。利用されている方は曜日にもよりますが、平均 15～20 人ぐらいとなっている。
- 委員：どのような障害の方が利用されているのか。
- 委員：主に精神障害の方、統合失調症やうつ病の方、あるいは発達障害の方で、年齢的には高校生の方から 70 代ぐらいまで幅広い方が利用されている。
- 委員：例えば車いすで重度心身障害の子が利用するのはどうか。
- 委員：実際には車いすを利用されている方はほとんどいない。通所されてから歩きにくくなったため、車いすを施設内で利用する方はいる状況。エレベーターはないので、階段を職員が支えながら上り下りしている。
- 委員：33 番で、「家族などの介護者が他界したのち」のことについて、「相談支援体制の充実に努めて参ります」とある。配偶者が亡くなったり、兄弟が自立していくと、主な介護者がシングルで障害のある家族を支えることになる。きめ細やかな相談体制を早急に構築して欲しい。グループホームなど暮らしの場としての施設等を利用していれば、その職員が家族の次に障害のある本人のことを知ってくれる存在となる。暮らしの場の整備を進めてもらいたい、この事業は損をする事業だと言われている。最後に 45 番、意見として書かれている内容が分かりにくいかもしれないが、これをしてもらえなければ、障害のある子が親を看取れない、親の最期にも会えないということになる。
- 会長：パブリックコメントに寄せられた意見の、生の声を聴いている立場からみなさんの代弁をしてお話いただいたと思う。十分にはコメントはできないが、1 つ、統計調査は基本的に平均を取るようにできている。今お話しにあった最重度の障害があつて、自宅で家族が介護している方の声は全体では数パーセント、そのうちアンケートに答える方はわずかなのでほとんど数としては上がってこない。そうすると統計調査と個別ヒアリングなどの機会が必要になる。今回は 6 番にあるように、新型コロナウイルスの状況もあつてアンケートのみになっているので、委員のご意見もごもっともだと思う。
- 障害福祉計画・障害児福祉計画は 3 年毎の見直しとなっている。令和 5 年度に入ると次の計画のため見直し作業に入る。ここでの意見・議論を踏まえて少しずつ前進していけると思う。特に、声が上がってなくても、把握できていなくても、現に辛い暮らしをしている方に何ができるかということ。市独自に何かをしようとすれば、議会の承認があつて、行政が執行することになる。福祉の課題は生活に直結する。予算の大きな部分は福祉に使われるので、そうしたことが議論できる岸和田市になっていけばと思う。
- 委員：37 番の後段の「重度のグループホームが欲しい」という意見の回答がない。

○事務局：市として独自にグループホームを市内に整備するということは、現在検討していないという回答になる。

○委員：公開するときはちゃんと文章を入れてもらいたい。

○事務局：追記して公開する。

○会長：日中活動の通常のサービスが終わった後の、放課後にあたるような部分のサービスについて声がある。地域生活支援拠点等の役割が大きいですが、これは面的整備で行うとなっているので、連携してということになる。グループホームについてはもともと軽度の人を対象に制度設計されている。前回の報酬改定から重度の方に向けて日中活動支援型ができ、今回の報酬改定では加算があるかもしれない。市自体が設置するというわけではないので、市内の事業所が設置してくれればということになるが、経営的な視点も出てくる。グループホームをうまく運営しようとする、あまり手の掛からない方を受け入れることになりがち。そこをどうするか。社会福祉法人としては経営を考える。人手不足の状況もある。結局、最後の砦は家族ということになる。

○委員：49番・50番あたりで暮らしの場についての意見が上がっている。要するに障害の重い子は家族が支えていくという施策になっている。しかし、支える家族が高齢になってくれば、そうは言っていられない。

○会長：入所施設のニーズも一定あるように、施策をやはり考えなくてはいけない。

○会長代理：1つは8050問題。意思決定はどこで誰が担保しているか。日中支援型のグループホームもできたけれど、可視化ができずに、虐待が起こるグループホームが増えている。グループホームや短期入所は本当に解決の道かどうか。地域で、その子が長く暮らしてきた環境の中で暮らせる仕組みが必要。必要な人に必要なサービスが届く仕組みをどう構築するか、これが根底になればいけない。制度があってもそこに接近できなければ、制度がないのと同じ。

今後の仕組みづくりには3つある。1つは住むところ、居住支援。親も本人も高齢化したときにどういう居住形態がいいのか。グループホームがいいという場合も、独居でいい場合もあるだろう。

2つめは生活支援。親が亡くなった後も意思決定支援の仕組みができていて、自宅でヘルパーの介護を受けながら、重度の障害であってもその子の思いを受け止めての、意思決定支援に基づく生活支援。

3つ目は日中活動。日中活動をどれだけ豊かにしていくか。ピアカウンセリングや、利用者の立場に立った発信、それらを施策に反映させていくこと。同時に、地域のみなさんも巻き込んで日中活動の場をどうつくっていくか。

本人が生き生きと生活できる支援、家族の意見や事業者の意見もあるが、基本は本人。障害者本人の意思決定支援をどういう仕組みとして持っているか。そこが大切だ。そうした仕組みを今後、住民も巻き込んで共に手を携えていけ

るような仕組みを作っていくのが、この協議会の意味合いであろうと思っている。

○委員：32 番の「地域包括ケアシステムの構築に向けた支えあいの仕組みづくり」で、「相談支援事業を地域ごと・全障害種別対応とし、予算を削減すれば、現場へのさらなる負担により相談支援事業が崩壊する」という意見があったようだが、相談支援事業は一般も特定もそれほど対価が良くないにもかかわらず、仕事内容は非常に厳しく、専門員が少ない中で仕事量は増えてきて、現場の専門員は非常に苦しいと聞いている。来年度の下期から市の方針で圏域ごとに、それぞれ手を挙げた事業所が担当しようという話があると聞いた。今まで担当してきた相談員と当事者の間で信頼関係ができていたのが、新たに別の相談員に代わった場合、支障がないのかと思う。相談業務はそもそも人間的な信頼関係がないと難しいと思うので、そこを考慮して欲しい。それから、実績によって圏域を担う事業者を決定するというふうに聞いたが、福祉に携わる人が増えない中で実績を積み上げていくのは厳しいのではないかな。何か方策を考えていただきたい。

○会長：そういう意見もあるということで、事務局でまた検討いただけたらと思う。

○委員：私の場合は 7070 問題。最近入院することになったときに、短期入所について市に相談したら、一覧表を送付するから、来庁の必要はないといわれた。かかりつけの病院のケースワーカーと相談して、サ高住に入った。緊急事態のために短期入所をつくってほしい。だから市は本当に「貴重なご意見ありがとうございます」と思っているのか疑問である。

○事務局：お住まいの市の状況はわからないが、本市では来年度から、地域生活支援拠点等の整備の中で 5 つの機能のうちの緊急の受け入れを、事前登録制からまず始めようということで進めていくことになっている。まずは事前登録していただいてシステムを動かしていくことになる。

○委員：計画案について 2 つ申し上げる。1 つは計画を推進するにあたって、コロナ禍で事業者や利用者家族への影響が非常に大きい。通所事業所でいえば、重度重複障害者が利用控えしている、精神障害者の方が不安で休む、ショートステイも縮小している、就労事業も工賃が減っている。これで計画通りに進むのかどうか。家族の方の負担・不安はこれまで以上になっている。事業所として、3 年後といわず次年度、利用者家族にアンケート調査を行い、必要であれば緊急な措置を求めている。計画を進めていくうえで、コロナ禍の影響がどれほどかを念頭に置いておいていただきたい。

2 つめ、パブリックコメントにある災害と感染症について。災害については市の避難行動要支援者支援計画あるいは地域防災計画に規定されているが、感染症は規定されていないと認識している。コロナ対策については罹患した

場合、相談事業の対応ではない。保健所あるいは市民病院に相談ができるネットワークを市が中心となって進めていただきたい。

○委員：コロナ禍で家族が非常に疲弊している。新型コロナウイルスのワクチンを重度障害の子どもにも先行して接種してほしいという声があがっている。是非ご検討いただきたい。

○委員：私は視覚障害と聴覚障害の重複障害がある。各地域の町会・自治会で、さまざまな障害のある人の意見や相談を受け止めるシステムが構築されているのか不安だ。重度の障害、とりわけ視覚・聴覚の障害があるとさまざまな情報の入手・発信が非常に困難。やはり身近な地域に根ざしたつながりが不可欠だと思う。各町会・自治会で、障害のある人の意見を吸い上げる、反映させるシステムを作っていただきたい。

○事務局：町会・自治会活動について、ひとくちに今後の方針を申し上げるのは難しいが、ご意見を担当部署に伝えて、今後の課題とさせていただきたい。

○委員：計画の見直しは3年後で、新型コロナウイルスの影響が収まっているかどうかわからないが、重度障害者へのヒアリング調査について付帯意見を付けていただきたい。

○会長：計画自体へは難しいが、重度障害のある方やその家族の負担の実態を把握して、必要な支援ができる方向に向けて検討することというような付帯意見をぜひ付ける形にしたい。全体的にはサービスメニューも増えて整ってきているように見えるが、本当にしんどい方の生活の救いになっているのかどうか。次年度に、引き続き検討していくということにしたい。

○事務局：本日の審議を踏まえて答申をいただくということになる。答申書の取りまとめは、事務局から会長と調整させていただいてご答申いただくということによってほしいか。

○異議なしの声あり。

○事務局：異議なしとの声をいただいたので、そのように取り計らわせていただく。

○会長：それでは本日の審議はこれで終了する。

○福祉部長あいさつ。

○事務局：ありがとうございました。これにて閉会とする。

以 上